

令和7年度女性のつながりサポート（企画提案型）事業業務委託 仕様書

1 業務の概要

本事業は、さまざまな不安や困難を抱え、寄り添った支援が必要にもかかわらず、行政のみでは支援が届かない女性や支援を受けられることに気づいていない女性に対し、NPO法人等民間団体による提案型のアウトリーチ相談、居場所の提供を通して、きめ細かな支援を届けるものである。

2 委託に係る事業実施期間

以下のいずれかの期間で実施（提案時に選択）

- ① 令和7年6月11日（水）～令和7年10月31日（金）
- ② 令和7年10月1日（水）～令和8年1月31日（土）
- ③ 令和7年6月11日（水）～令和8年1月31日（土）

3 委託業務の内容

(1) 事業の実施

本企画提案に係る業務の実施

① 対象

不安や困難を抱えながらも様々な理由により相談には至っていないが支援が必要な女性

（例）

- ・行政の相談窓口に対し相談しづらさを感じている。
- ・自身の困難に気づいていない／気づきをさけている。
- ・自ら主体的に相談することをためらう。
- ・支援が必要にも関わらず自身の困難に気づいていない。
- ・支援を受けられることに気づいていない。
- ・相談したいが、相談してよいかわからない／相談先がわからない。

② 内容

対象者の絆・つながりを回復できるようにするための居場所の提供や、対象者を早期に発見し、適切な相談機関や支援につなげるための効果的な事業

（例）

- ・若年層向けに、夜間や夏休み期間に悩みの相談ができるカフェ
- ・講座や相談会の実施を通じた潜在的困難女性の発見
- ・イベント等のブースを活用したアウトリーチ相談会
- ・SNSを活用した（オンライン）居場所づくり

- (2) 当該事業に係る周知および広報
- ・事業内容を広く周知するため、ウェブサイトやSNS等を効果的に活用すること。
 - ・団体自らが事業について周知広報する際は、当該事業が「令和7年度女性のつながりサポート（企画提案型）事業」である旨の表記を行うこと。
 - ・県においては、ホームページ等にて実施内容、場所、期間等を周知する。
- (3) 実績報告書等の提出
- ・事業完了後14日以内または、令和8年2月14日（土）のいずれか早い日までに、実績報告書及び必要書類を提出すること。
 - ・なお、実績報告書には、実施内容がわかる写真（参加者が特定されないよう配慮すること）を添付すること。

4 対象となる経費

事業実施に必要な経費であり、具体例は以下のとおりである。

なお、当該事業実施にかかる全ての支出証拠書類（請求明細、領収書など購入・使用日や内容、金額がわかるもの）を5年間保管するものとし、支出証拠書類を紛失した場合は、対象経費や、事業実施にかかる経費として計上できないものとする。

費目	内容
報償費	相談員等謝金
旅費	交通費
需用費	消耗品、コピー代、印刷製本費等 (注) ・参加者への食料品、一般生活品の提供は認めない。ただし、居場所の提供に伴う軽食等の提供、感染症対策としてのアルコール消毒等の設置は例外とする。 (提案書に具体的内容を明記すること。)
使用料及び賃借料	会場使用料等
役務費	郵便料、広告費 (注) ・電話代は対象外だが、事業期間内に事業のみに利用する携帯電話等をレンタルする場合は対象とする。

【注意事項】

※団体の運営経費、備品購入費、飲食に係る経費は対象外とする。

※上記以外の経費については、提案時に必要と認められた場合に限り対象経費とする。

5 その他

- (1) 「3 委託業務の内容(1)事業の実施②内容」は例示であり、さまざまな切り口からの企画を提案すること。
- (2) 1 度限りではなく、複数回（または定期）実施するものであること。
- (3) 民間団体の強みを生かした取組みであること。
- (4) 当事業以外の委託や補助を受ける事業ではないこと。
- (5) 同一団体からの応募は、2 件までとし、「3 の事業期間および事業内容」が異なる提案をすること。
(単に事業実施期間が異なるといった提案は認めないものとする。)
- (6) 本仕様書は、企画提案募集用であり、契約候補者とは、内容を別途協議のうえ契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。